



御 監 第 27 号
令和5年8月18日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 大 澤 博 克

令和4年度 御前崎市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和4年度 御前崎市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月4日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位：(%)

	健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	—	13.56
②	連結実質赤字比率	—	—	—	18.56
③	実質公債費比率	0.0	0.0	0.1	25.0
④	将来負担比率	—	—	—	350.0

5 意見

令和4年度の決算数値に基づき算定された健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を大幅に下回る結果になりました。

市税や国税関係の交付金の回復が見られましたが、公債費の増加が続きますので、今後はさらに、実質公債費比率の増加が見込まれます。

公債費の増加により経常経費は増加していきますので、既存の補助金や事業の見直し、新たな財源の確保など、財政調整基金に依存することのない財政運営に一層の努力をお願いします。



御 監 第 28 号
令和5年8月18日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 大 澤 博 克

令和4年度 御前崎市経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和4年度の公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和4年度 御前崎市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 工業団地建設事業特別会計

2 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月4日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位：(%)

	会計名	比率名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準※
①	水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
②	下水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
③	病院事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
④	工業団地建設事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20.0

※財政健全化法施行令第19条

5 意見

各会計について、令和4年度の決算数値に基づき資金不足比率を算定したところ、比率は算定されない結果となりました。

重要な生活インフラである水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の3会計は一般会計からの補てんに大きく依存している状況であり、それぞれの企業会計について、水道・下水道料金改定による適正な受益者負担の実現と、近隣の医療機関と広域的な連携による適正な規模に見直すなど、一般会計に依存しない財政体質の改善による健全経営に一層の努力をお願いします。